

## 2月定例市議会が終わりました

2月19日から開会された定例市議会は3月20日、最終日を迎え、提案された2019年度の予算及び条例は賛成多数、もしくはは全会一致で可決され、閉会しました。日本共産党市会議員団は提案された76件の議案のうち57件に反対、19件に賛成しました。

反対した議案のうちの40件は消費税増税分を使用料等に転嫁する議案です。消費税法の規定による一般会計の特例で、消費税の納付を行う必要はありません。それにもかかわらず、一律に増税分を転嫁するのは市の姿勢として問題です。市民の暮らしに新たな負担を課すのではなく、まずは据え置くべきではないかと意見を述べました。

### 一般会計予算に付帯決議

可決後、一般会計予算には付帯決議がつけられました。

市民会館の建設工事が2回とも入札不調になったこと、つつじが丘テニスコート周辺の整備に多額の予算を使う内容となっていること、さらに新年度以降も和歌山城、中央卸売市場の整備などに大きな予算を使うことが予想されることなど、持続可能な財政運営が保てるのか危惧されるとして、今後の各種事業の進め方については適正な事務執行や市民、議会への説明とともに議論の機会を設けることを

求めるものとなっています。この付帯決議は全会一致で採択されました。

### つつじが丘テニスコートの駐車場用地に13億円

もともと商業用地として活用を予定していましたが、企業も撤退し空き地となっているところに新公園と駐車場を整備するとして、2019年度はまず、駐車場用地を整備しその後、総合公園の整備とテニスコートと一体的な管理をめざすと言います。今回の予算に計上された駐車

場用地の13億円と併せ、総事業費は45億円を超える計画になっています。売却が進んでいないスカイタウンつつじが丘の分譲地の赤字を税金で穴埋めするという事業であり、市民の理解を得られるとは到底言えませんが。



(報告は裏面に続きます。)

春分の日も過ぎて、いよいよ春本番。桜の開花も今年は早いといわれています。花冷えといわれるように、この季節は不安定な気候となり、朝夕の気温差などで体調を崩しやすい時期でもあります。花粉症もピークとなっていて不快な日を過ごしておられる方も多いのではないのでしょうか。私も目のかゆみ、くしゃみ、鼻水に悩まされる日々です。みなさんも体調には十分お気を付けください。(3月25日記)



### へお知らせ

#### ☆無料法律相談

4月9日(火) 午後1時半～  
4月24日(水) 午後6時～

◆事前に予約をお願いいたします。  
市役所共産党議員団控え室  
森下さち子まで



435・1113

# 市議会報告 (表面より)

## 就学援助制度の

### さらなる充実を

市は2019年度に新入学学用品費など、国基準を下回っていた項目の支給額を一気に引き上げるとしていましたが、国がさらに基準を見直したため、またしても国基準に追いつけないと

就学援助の拡充を!



いう結果になりました。教育委員会は国が引き上げる予定だという情報を8月に得ていたという事です。国の見直しに見合う引き上げが求められます。

## 国民健康保険料の引き下げを!

今回の条例改正は2割減額、5割減額の対象を拡大するなど内容もありますが、最高限度額の引き上げが含まれています。限度額が課される中には決して高所得とは言えない世帯もあり、大きな負担をかけることとなります。

また、被扶養者減免が2年間で打ち切られ保険料が2倍に膨れ上がるという点も危惧されます。保険料が高いという根本的な問題を解決するべきです。

## 市民にとって利用しやすい

### 新市民会館とは?

新しい市民会館の建設工事の入札が2回とも不調に終わりました。これにより2021年4月に予定していた開館は遅れる見通しです。

市長は入札が不調に終わった原因を分析し3つの案について

て慎重に検討すると言いながら、一方で2021年に開催される国民文化祭に間に合わせたいと前のめりの発言もありました。当初、基本構想では70億円で新設するとの計画でしたが、実施設計の段階で100億円に増えました。先を急ぐあまりさらなる費用の増額となれば、市民のコンセンサスを得られるとは考えられません。いったん立ち止まり、市民にとって利用しやすい施設、適正な価格など議論を重ねることが必要ではないでしょうか。



「結婚の自由をすべての人に～同姓婚と夫婦別姓について～」というテーマのトークセッションイベントにお誘いを受け参加しました。

同姓婚や別姓婚（事実婚）についての歴史や当事者の方々からのお話のあと、グループに分かれてフリートークの時間もありました。法律婚、事実婚、同姓婚を比較してみると配偶者控除や病院での面会、相続などにおいて権利という上で差異があること、憲法14条に規定された「法の下での平等」という点で違憲訴訟が行われているほか、各自治体で「パートナーシップ制度」が導入されるなど、この差異を埋めようという動きが少しずつ広がっているそうです。

国際的にはすでに同性カップルの権利を保障する制度を持つ国は世界の20%に及んでいるとか。ありのままの個人としての権利を保障するというのを改めて考えさせられたイベントでした。

## パートナーシップ制度って?



同性カップルを「結婚に相当する関係」と認め、お互いを「パートナー」とする証明書を発行することなどを定めた条例。法的な保障はないが、病院での面会が認められたり、住宅ローンや保険金の受け取りが可能（民間企業が認めた場合に限る）になり、法的な保障が付く同性婚への礎になるのではとも言われている。

日本では、2015年渋谷区でパートナーシップ法（正式名「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」）が初めて施行された。2019年1月の時点で、日本では11の自治体でパートナーシップ制度が施行されている。